

平成27年度 第3回東京都北区バリアフリー基本構想策定協議会 議事要旨

時	平成28年2月26日(金) 午後3時～午後5時
場所	北とぴあ 7階 第1研修室
出席者	<p>[委員] (敬称略・順不同)</p> <p>高橋儀平、菅原麻衣子、井上良子、田中淳子、小田政利、印南美和子、熊澤真砂子、吉田耕一、花山明弘、高岡和宏、河奈正道、齋藤邦彦、尾花秀雄、松本敦(代理：田中正史)、早川雅子、田中英行、鎌田英美(代理：水野博子)、高橋聡司、渡邊涼、田中功、根本信男、佐藤信夫、石本昇平、林秀樹、品川太郎(代理：杉森茂)、土田信夫、佐藤英明(代理：町野東彦)、亀山勝(代理：長谷部孝典)、生越啓史(代理：近藤琢哉)、西窪裕光、和田明(代理：山口興)、高島俊和</p> <p>[事務局]</p> <p>寺田課長、杉戸主査、金沢主事</p>
次第	<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) パブリックコメントの結果について</p> <p>(2) 北区バリアフリー基本構想 全体構想(案)について</p> <p>(3) 平成28年度以降の進め方について</p> <p>(4) その他(各駅周辺における交通バリアフリー基本構想の進捗状況について)</p> <p>4. 閉会</p>
資料	<p>●次第</p> <p>●席次表</p> <p>(資料1) 北区バリアフリー基本構想【全体構想】(案)のパブリックコメント実施結果</p> <p>(資料2-1) 全体構想(案)たたき台からの主な修正点</p> <p>(資料2-2) 北区バリアフリー基本構想【全体構想】(案)</p> <p>(資料2-3) 全体構想(案) 概要版</p> <p>(資料3) 平成28年度以降の進め方について</p> <p>(資料4) 交通バリアフリー基本構想 事業計画の進捗状況について(平成28年2月現在)</p>
要旨	
<p>1. 開会</p> <p>●事務局より開会宣言</p> <p>2. あいさつ</p> <p>●事務局紹介</p> <p>●出席者数：32名/38名(事務局より32名の委員が出席しており、設置要綱に基づき、定足数を満たしている事を確認)</p> <p>●資料確認</p> <p>●会長、副会長よりあいさつ</p> <p>●傍聴者数：2名</p>	

### 3. 議題

#### (1) パブリックコメントの結果について

##### ●事務局より資料1説明

会 長：主な意見と回答について説明を頂きました。ご質問があればお願いします。質問がないようなので、ひとまず次の議題に進みます。

#### (2) 北区バリアフリー基本構想 全体構想（案）について

##### ●事務局より資料2-1、2-2、2-3説明

会 長：ありがとうございました。ボリュームがありますので、委員の皆様には理解するだけでも大変な作業となるかと思えます。全体を通じて質疑応答をお願いしたいと思えます。一つ聞きたいのですが、資料2-2の3ページ目の進捗状況について、トータルの数字が合わないところがあるように思うのですが、いかがでしょうか。

事 務 局：事業区分で道路特定事業・その他事業、公共交通特定事業、交通安全特定事業、継続して検討すべき事項とありますが、継続して検討すべき事項は「特定事業」として定めていないため、実施率の計算には含めていません。

会 長：その部分がわかりにくいと思えますので、示し方を検討いただければと思います。

事 務 局：記載方法を工夫したいと思えます。

委 員：資料1のパブリックコメントの15番で、歩道のフルフラット化への意見に対し、セミフラットで整備を進めると回答していますが、セミフラットの定義がわからないという点と、回答の基本構想との対応が確認できればと思います。

事 務 局：セミフラットは車道に対し歩道が少し高くなってはいますが、歩道部は縦断的に平坦性を確保できるような整備となります。岩淵中学校付近の志茂との境目あたりはそのような整備となっています。

委 員：歩道が狭いほど歩道を平坦にするのは難しいのでしょうか。

事 務 局：一般的にはそういう面があります。区内では可能な個所ではセミフラットでの整備を進めていくこととしています。

会 長：マウントアップは15cmの段があるもの、セミフラットは歩道と車道の差が5cmのものが標準です。

事 務 局：基本構想の35ページの道路特定事業の①で、平坦かつ有効幅員が確保された歩道の確保について記載しています。

会 長：わかりやすくするため、協議会で質問があった言葉については用語集への追加を検討ください。

委 員：具体的な例を挙げると、東十条駅前のトイレのようにせっかくできたのに壊れたまま放置されている設備があるので、基本構想の中に保守などの考え方について記載するべきではないかと思えます。

委 員：東十条駅を降りたところの公衆トイレはこれまでに何度も壊されており、夜に犯罪が起きている状況でもあります。今後も機会をとらえて直していこうと思っているものの、どうすればまた壊されてしまうことがないのか検討しているところです。

委 員：具体的にご説明いただき、ありがとうございます。この基本構想の中で保守というものが

見えてこないのですが、一般論として基本構想では保守の考え方についてどう触れているのでしょうか。

事務局：資料2-2の24ページの社会資本整備とあわせたバリアフリー化の推進の2段落目で全体的な考え方として触れています。

会長：その下の公共建築物の整備に伴うバリアフリー化の推進についても、維持管理や補修・修繕といったことを記載していくことにしましょう。

事務局：資料2-2の36ページの路外駐車場・都市公園・建築物特定事業の③では、区民部会の意見も踏まえ、トイレの維持管理について留意事項として示しています。

委員：トイレだけでなく全体についても読み取れるといいと思いますので、資料2-2の24ページの方でも記載を検討いただきたいと思います。

委員：こころのバリアフリーについて、何をもってこころのバリアフリーとするのか、配慮とは何なのかというのがわからないと常々思っています。できれば協議会として、これをこころのバリアフリーだと考えています、というような記載があるといいと思います。

委員：ひとりひとり受け止め方が違う中で、5章の狙いを分かりやすく説明してほしいということかと思えます。例えば、具体的にこんな記載をするとよいという内容がありますか。

委員：誤解を恐れずに言えば、こころのバリアフリーは情報のバリアフリーや段差解消より難しいと思っています。章立てまでするのであれば、それなりの心構えが必要なのでしょうか。なかなか具体的な案は出せませんが、皆さんがどう思っているのか気になります。

事務局：来年度以降、ご指摘いただいた点を含め事例を持ち寄りながら話し合いができればいいと思っています。いつも開催通知で協議会の出欠を確認するのですが、その際に委員の皆さんにこころのバリアフリーについて考えていることを出し合っただき、区民部会でそれを基に話し合いができればと考えているところです。

会長：共に生きていく環境を作ろうとする中で、生じている差別を取り除くための態度や姿勢をどう示すか、5章や1章で何か記載できないか検討したいと思います。全体構想なので、全体の中で伝えるべきことはきちんと記述していけるようにしたいと思います。

委員：こころのバリアフリーについて具体例を出すと、北区で行われる花火大会に行くのと遠くの公園に案内されます。見えはしますが、自転車に囲まれてせっかくの花火大会なのにどうしてこういうところから見ることになるのだらうと感じます。川のそばで満喫して見られたらいいと思いますが、そうできない現実があります。これから花火大会だけでなく、オリンピック・パラリンピックなどが行われる中で、イベントに対応したバリアフリーという視点から基本構想に何か記述できることはないのでしょうか。

事務局：この全体構想ではイベントなど非日常を想定した記載はあまりないように思います。イベントに関する内容としては、39ページの協議会が推進する活動の3つ目に区民祭りなどでの体験ブースでの相互理解のための普及啓発活動についての記載程度となっています。

委員：オリンピック・パラリンピックが控えている中で、具体的に考えていくべきこととして記載していただければいいと思います。

会長：1章の中で、個人の尊厳をしっかりと守れる対応の重要性を具体的に記載できるように工夫したいと思います。

委員：こころのバリアフリーとは何かというのは不明確ではありますが、おそらくそこに向けてまちづくりをしていくことになると思います。ハード整備が中心で、こころのバリアフリーが付け加えられているように見えるので、相互の関係が結びつかない印象になるのではないかと思います。本当は、誰もが共に生活するまちづくりのためにはこころのバリアフリーが必要であり、そこに向かって整備を進めていくのだと思います。1章でそのあたりのことが明確に伝わるように書けるといいと思います。

会長：この全体構想では、区長などの言葉の「はじめに」などは想定していないのでしょうか。そうであれば、今のご指摘を最初に記載することにするといいと思います。交通バリアフリー法の時には、まだまだ遅れていたハード整備が注目されましたが、今は整備されているのだから勝手にやれという風潮になっている中で、ひとりひとりがなぜバリアフリー化が求められているのか理解し、こころのバリアフリーを進めることが基本構想の目的になってくるように思います。そういう経緯を踏まえて、今の時代背景に沿うように記載を検討してはどうでしょうか。

事務局：そのように検討したいと思います。

委員：これがこころのバリアフリーにあたるかはわかりませんが、無人改札では聴覚障害者はどのように対処したらいいのか聞きたいです。

委員：時間によって無人になる改札ではインターホンでの対応となっています。駅員がホームで対応している際には駅事務室等に行ってもらうことになってしまいますが、ホームにもインターホンを設置しており、個別に対応しています。

委員：インターホンでは基本的にコミュニケーションができないので、モニター付きのものなどがあればと思うのですがどうでしょうか。

委員：現時点ではモニター付きのものは設置されていませんが、今後の課題として検討したいと思います。

会長：今の話題も来年度以降の具体的な検討の中で、またご指摘いただきたいと思います。

### (3) 平成28年度以降の進め方について

#### ●事務局より資料3を説明

会長：平成28年度は赤羽地区で進めるということについては異論はないかと思います。その後については、関係するまちづくりの状況を踏まえて順序を決めるということです。検討に際し、まち歩きなどでは広く参加者を募集することについても検討いただけるとのことです。何かご意見があればお願いします。

委員：何度読んでも点数のつけ方がわかりづらいです。一般の方が見てなぜ赤羽地区なのかについて、これを解消できないでしょうか。

事務局：はじめに赤羽地区に取り掛かることについては、配点だけでなく、旧構想が策定されていないということも大きく検討に関係しています。他地区では事前に旧構想があり事業も継続していますが、赤羽地区はまだ未検討で効果が生まれてこないため、最優先として設定しました。他地区については、旧構想の事業を継続しつつ速やかに新法に基づく整備を進めていきたいと思っています。

会長：本来であれば赤羽駅周辺は旧構想時点で策定しておくようなところで、取り残しがあつた

と思います。また、動きやすいエリア、改善が進みやすいエリアを先行するという視点もあろうかと思います。不特定多数の利用が集中するエリアが選ばれやすいということもあり、生活している人には矛盾もあるかと思いますので、検討から漏れるエリアをどうカバーするかも合わせて協議会の中で議論していく必要はあると思います。

#### (4) その他（各駅周辺における交通バリアフリー基本構想の進捗状況について）

##### ●事務局より資料4を説明

- 会 長：100%完了を目指すということは大切だが、100%完了したのものについても、現在のニーズに合わせて、さらに事業を見直すべきであり、区民参加による確認なども検討いただければと思います。
- 委 員：利用者の立場からすると、せっかくできたものでも利用しにくい箇所があります。インターホンの指摘などは聴覚障害の方しかできません。出来上がった後にも幅広くいろいろな利用者の意見を聞く機会を設けてほしいと思います。区民部会に幅広い層を取り込んでいただきたい。ヘルパーのついていない車いすの立場では、私の立場とは違う意見があると思います。
- 事 務 局：区民部会の皆様におかれましては、ボランティアで参加いただきありがとうございます。来年度は更に多様な人に参加いただけるようにしていきたいと思います。
- 会 長：今後もきめ細かな検討をお願いしたいと思います。
- 委 員：25ページのネットワーク経路における整備の推進について、観光ということもあるのかトレセン通りが示されていますが、トレセン通りは赤羽地区の中で考えていくことになるのでしょうか。
- 事 務 局：重点整備地区の一部にかかってくるかと思いますが、都道の部分で既に整備に入ろうとしている箇所がありますので、改めて赤羽地区の中で記載していくかも含めて、来年度検討したいと思います。
- 会 長：点検は来年度早い段階でやっていきましょう。
- 委 員：愛の手帳のグラフについて、度数を分けて表記する必要はあるでしょうか。
- 事 務 局：行政資料集のデータをグラフにしたものですが、記載については福祉部局と相談して検討したいと思います。
- 会 長：図2-5についても同様に検討してください。ご意見を踏まえ、事務局とわたしでお預かりして記載を検討したいと思います。よろしいでしょうか。
- 事 務 局：ありがとうございました。来年度も引き続き詳細な検討に入ります。よろしくお願いいたします。

#### 4. 閉会

- 会 長：それでは第3回北区バリアフリー基本構想策定協議会を閉会いたします。どうもご協力ありがとうございました。